橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託に係る

# 建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託

契約期間　契約日から令和 10 年3月31日

2 選定した委託予定事業者

株式会社建設技術研究所　大阪本社

3 公募期間

令和8年7月 6 日(月)～7月 29 日(水)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

| 委員氏名 | 役職等 |
|---|---|
| 山口　隆司 | 大阪公立大学　教授 |
| 石川　敏之 | 関西大学　教授 |
| 野村　泰稔 | 立命館大学　教授 |

(2)選定委員会の開催日

1 回目:令和8年 6 月 19 日(金)

2 回目:令和8年9月 28 日(月)・令和 8 年 9 月 29 日(火)

(3)審査基準

別紙Ａ

## 資格審査基準
## （橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託）

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

| 評価項目 | 評価の着眼点 | | | 審査基準 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 参加表明者の経験及び能力 | 資格要件 | 技術部門登録 | 建設コンサルタント登録 | 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和８・９・10年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者が建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、かつ令和８・９・10年度本市入札参加資格者名簿の種目「500建設コンサルタント」に登録していること。 | |
| | 専門技術力 | 成果の確実性 | 過去10年間の業務実績の内容 | 平成28年度以降に完了した、次に示す「規定業務１、２」の両方について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱発注による業務実績を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の業務実績を満たすものとする）。<br>なお、１つの契約業務に「規定業務１、２」が含まれている場合も、２つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。<br>【規定業務】<br>１．橋梁事業の維持管理計画策定に関する検討業務<br>２．道路施設（道路の付属物除く）の点検または診断においてAI技術の導入に向けた検討または実証実験業務 | 様式-2を審査する |
| 配置予定技術者の経験及び能力 | 管理技術者 | 資格要件 | 技術者の資格、その専門分野の内容 | 次のア～エのいずれかに該当すること。<br>ア　技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。<br>イ　技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般」及び「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。）<br>ウ　上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。<br>エ　RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、登録を受けている者。 | 様式-4を審査する |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 専門技術力 | 過去10年間の規定業務の実績内容 | 平成28年度以降に完了した、次に示す「規定業務１」について、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱発注による業務の元請けの技術者として従事した実績を有していること。（共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。）<br>また、上記「規定業務１」に加え、次に示す「規定業務２」の業務実績を同様に有している場合、評価対象とする。<br>なお、１つの契約業務に「規定業務１、２」が含まれている場合も、２つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。<br>【規定業務】<br>１．橋梁事業の維持管理計画策定に関する検討業務<br>２．道路施設（道路の付属物除く）の点検または診断においてAI技術の導入に向けた検討または実証実験業務 | 様式-5を審査する |
| | 専任性 | 手持ち業務の金額及び件数 | 全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が５億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。 | 様式-4を審査する |
| | 専門技術力 | 過去10年間の規定業務の実績内容 | 平成28年度以降に完了した、次に示す「規定業務１、２」のいずれか又は両方について、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱発注による業務の元請けの技術者として従事した実績を有していること。（共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。）<br>なお、１つの契約業務に「規定業務１、２」が含まれている場合も、２つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。<br>【規定業務】<br>１．道路施設（道路の付属物除く）の点検または診断へのAI技術導入に向けた検討業務<br>２．道路施設（道路の付属物除く）の点検または診断へのAI技術導入に向けた実証実験業務 | 様式-5を審査する |
| | 業務実施体制の妥当性 | | 下記項目に該当する場合には選定しない。<br>・再委託の内容が主たる部分の場合。<br>・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。<br>・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。<br>※業務の主たる部分とは、<br>本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。 | 様式-3を審査する |
| | その他留意事項 | | 担当技術者の人数は、少なくとも１人以上配置することを想定しているものであり、２人以上の技術者の配置を妨げるものではない。 | |

別紙Ｂ

# 技術提案書評価基準

（橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託）

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

（１）評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑮の項目毎にＡ、Ａ’、Ｂ、Ｂ’、Ｃの５段階とし、それぞれ次のように点数を計算して１００点満点（小数点第２位まで表示）で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

〈計算方法〉

Ａ の場合は、配点×５／５点　　Ｂ の場合は、配点×３／５点

Ａ’の場合は、配点×４／５点　　Ｂ’の場合は、配点×２／５点　　Ｃ の場合は、０点

| | | |
|---|---|---|
| 特定テーマ１ | 内容 | 本市では、平成 20 年に策定し、令和８年３月に改訂した「大阪市橋梁保全更新計画」に基づき、予防保全型の維持管理を推進している。本市管理橋梁は鋼橋の割合が多いため、予防保全を効果的に進めるには、精度の高い塗装塗替計画を策定することが重要である。<br>橋梁点検における鋼塗膜調査の診断に面的かつ簡易的に劣化状況を把握するためにＡＩ技術を活用することで、定量的な診断が可能になるため、精度の高い塗装塗替計画が策定でき、橋梁事業費の縮減につなげられると考えている。<br>本業務では、実証実験を通じて、橋梁点検・診断へのＡＩ技術の導入に向けた仕様の検討を行う。<br>そこで、橋梁点検で撮影した画像･映像を用いたＡＩ技術を導入するうえでの課題を踏まえたうえで、実証実験で使用可能なＡＩ技術、実証実験の評価項目を提案するとともに、本格運用に向けた仕様作成までの検討プロセスについて述べること。 |
| 特定テーマ２ | 内容 | 本業務では、連続高架橋に設置した遠隔監視カメラ映像に対しＡＩ技術を適用し、落下物等の道路異常を自動検知することで、従来と比べて迅速な初動対応と監視業務の効率化が可能になると考えている。<br>本業務では、実証実験を通じて、道路異常の自動検知に係るＡＩ技術の導入に向けた仕様の検討を行う。<br>そこで、連続高架橋に設置した遠隔監視カメラ映像を用いたＡＩ技術を導入するうえでの課題を踏まえたうえで、実証実験で使用可能なＡＩ技術、実証実験の評価項目を提案するとともに、本格運用に向けた仕様作成までの検討プロセスについて述べること。 |

〈評価シート〉

| 評価項目 | | | 評価の着眼点 | 配点 | | | 評価 | 評価の換算計算 | 評価点 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 項目別 | 複数時配分 | 項目別配分 | | | 項目別配分 | 複数時配分 | 項目別 | |
| 配置予定技術者の経験及び能力 | | 管理技術者 | 過去 10 年間の規定業務の実績内容 | 15 | 10 | 5 | A | $5\times_{5/5}$ | 5.0 | 10.0 | 13.0 | ① |
| | | | 専任性（他の業務との兼任状況） | | | 5 | A | $5\times_{5/5}$ | 5.0 | | | ② |
| | | 照査技術者 | 過去 10 年間の規定業務の実績内容 | | 5 | 5 | B | $5\times_{3/5}$ | 3.0 | 3.0 | | ③ |
| 実施方針・実施フロー・工程表・その他 | | 業務の理解度 | 目的､条件､内容の理解 | 15 | 4 | 4 | A | $4\times_{5/5}$ | 4.0 | 4.0 | 13.4 | ④ |
| | | 業務実施手順(フロー・工程表) | 実務手順の妥当性 | | 8 | 4 | B | $4\times_{3/5}$ | 2.4 | 6.4 | | ⑤ |
| | | | 業務量把握、人員配置の妥当性 | | | 4 | A | $4\times_{5/5}$ | 4.0 | | | ⑥ |
| | | その他 | 重要事項の指摘 | | 3 | 3 | A | $3\times_{5/5}$ | 3.0 | 3.0 | | ⑦ |
| 特定テーマに対する技術提案 | 特定テーマ１ | 的確性 | 課題の理解度 | 70 | 35 | 5 | A | $5\times_{5/5}$ | 5.0 | 29.0 | 58.0 | ⑧ |
| | | | キーワードの網羅 | | | 5 | B | $5\times_{3/5}$ | 3.0 | | | ⑨ |
| | | 実現性 | 説明力、提案内容の裏付けがあるか | | | 15 | A | $15\times_{5/5}$ | 15.0 | | | ⑩ |
| | | 独創性 | 独創的で高度な提案があるか | | | 10 | B | $10\times_{3/5}$ | 6.0 | | | ⑪ |
| | 特定テーマ２ | 的確性 | 課題の理解度 | | 35 | 5 | A | $5\times_{5/5}$ | 5.0 | 29.0 | | ⑫ |
| | | | キーワードの網羅 | | | 5 | B | $5\times_{3/5}$ | 3.0 | | | ⑬ |
| | | 実現性 | 説明力、提案内容の裏付けがあるか | | | 15 | A | $15\times_{5/5}$ | 15.0 | | | ⑭ |
| | | 独創性 | 独創的で高度な提案があるか | | | 10 | B | $10\times_{3/5}$ | 6.0 | | | ⑮ |
| 合計(100 点満点) | | | | 100.0 | | | 84.4 | | | | | |

（２）技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

| 評価の着眼点 | | | | A | A’ | B | B’ | C | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 配置予定技術者の経験及び能力 | 管理技術者 | 専門技術力 | 過去10年間の規定業務の実績 | 管理技術者として両方の規定業務の実績を有している | 管理技術者としていずれか規定業務の実績を有しており、かつ照査技術者または担当技術者として上記以外の規定業務の実績を有している | 管理技術者として規定業務１の実績を有している | 照査技術者または担当技術者として両方の規定業務の実績を有している | 照査技術者または担当技術者として規定業務１の実績を有している | ① |
| | | 専任性 | 他業務との兼任状況 | 手持ち業務の契約金額の合計が２億円未満かつ件数が５件未満 | 手持ち業務の契約金額の合計が３億円未満かつ件数が８件未満 | 手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満 | － | － | ② |
| | 担当技術者 | 専門技術力 | 過去10年間の規定業務の実績内容 | 両方の規定業務を有していること（従事した技術者の区分を問わない） | － | いずれかの規定業務を有していること（従事した技術者の区分を問わない） | － | | ③ |

（３）提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。
ただし、業務に適合しない提案については評価の対象としない。

| 評価項目 | | 評価の着眼点 | A | A’ | B | B’ | C | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 業務方針・実施フロー・工程表・その他 | 業務の理解度 | 目的、条件、内容の理解 | 目的、条件、内容が十分に理解されている | ― | 左右に該当しない | ― | 目的、条件、内容の理解が不十分である | ④ |
| | 業務実施手順（フロー・工程表） | 実務手順の妥当性 | 業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である | ― | 左右に該当しない | ― | 業務の実施手順が不十分であり、実効性のある工程となっていない | ⑤ |
| | | 業務量の把握、人員配置の妥当性 | 業務量が適切に把握されており、不測の事態にも対応できる人員配置である | ― | 左右に該当しない | ― | 業務量の把握が不十分であり、不測の事態に対応できる人員配置となっていない | ⑥ |
| | その他 | 重要事項の指摘 | 技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策の提案に妥当性がある | ― | 技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があるが、その方策の提案に妥当性がない | ― | 技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がない | ⑦ |
| 特定テーマ1に対する技術提案 | 的確性 | 課題の把握が十分か | 課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている | ― | 左右に該当しない | ― | 課題が示されていない | ⑧ |
| | | キーワードの網羅 | 必要なキーワードが全て網羅されている（100%） | 必要なキーワードが 80%以上 100%未満記載されている | 必要なキーワードが 60%以上 80%未満記載されている。 | 必要なキーワードが 40%以上 60%未満、記載されている。 | 必要なキーワードが 40%未満である | ⑨ |
| | 実現性 | 説得力があるか | 課題に対応する検討プロセスとスケジュールが具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案である | ― | 左右に該当しない | ― | 課題に対応する検討プロセスとスケジュールが具体的かつ論理的に示されておらず説得力のない提案である | ⑩ |
| | 独創性 | 独創的で高度な提案があるか | 課題解決に寄与する独創的で高度な提案である | ― | 左右に該当しない | ― | 汎用的であり提案に工夫がない | ⑪ |
| 特定テーマ2に対する技術提案 | 的確性 | 課題の把握が十分か | 課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている | ― | 左右に該当しない | ― | 課題が示されていない | ⑫ |
| | | キーワードの網羅 | 必要なキーワードが全て網羅されている（100%） | 必要なキーワードが 80%以上 100%未満記載されている | 必要なキーワードが 60%以上 80%未満記載されている。 | 必要なキーワードが 40%以上 60%未満、記載されている。 | 必要なキーワードが 40%未満である | ⑬ |
| | 実現性 | 説得力があるか | 課題に対応する検討プロセスとスケジュールが具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案である | ― | 左右に該当しない | ― | 具体的かつ論理的に示されておらず説得力のない手案 | ⑭ |
| | 独創性 | 独創的で高度な提案があるか | 課題解決に寄与する独創的で高度な提案である | ― | 左右に該当しない | ― | 汎用的であり提案に工夫がない | ⑮ |

（4） 審査を行った事業者（五十音順）

株式会社建設技術研究所　大阪本社
大日本ダイヤコンサルタント株式会社　大阪支社
中央コンサルタンツ株式会社　大阪支店
日本工営株式会社　大阪支店
パシフィックコンサルタンツ株式会社　大阪本社

（5） 審査の結果

| 評価項目 | | | 評価の着眼点 | ア社 | | イ社 | | ウ社 | | エ社 | | オ社 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 評価 | 点数 | 評価 | 点数 | 評価 | 点数 | 評価 | 点数 | 評価 | 点数 |
| 配置予定技術者の経験及び能力 | | 管理技術者 | 過去10年間の規定業務の実績 | A’ | 4 | A’ | 4 | A’ | 4 | A’ | 4 | A | 5 |
| | | | 専任性 | A | 5 | B | 3 | A’ | 4 | A | 5 | A | 5 |
| | | 担当技術者 | 過去10年間の規定業務の実績 | A | 5 | A | 5 | B | 3 | A | 5 | A | 5 |
| 実施方針実施フロー工程表その他 | | 業務の理解度 | 目的、条件、内容の理解 | A | 4 | A | 4 | A | 4 | A | 4 | A | 4 |
| | | 業務実施手順（フロー・工程表） | 実務手順の妥当性 | A | 4 | A | 4 | A | 4 | A | 4 | A | 4 |
| | | | 業務量把握、人員配置の妥当性 | B | 2.4 | B | 2.4 | A | 4 | C | 0 | A | 4 |
| | | その他 | 重要事項の指摘 | A | 3 | C | 0 | A | 3 | A | 3 | C | 0 |
| 特定テーマに対する技術提案 | 特定テーマ1 | 的確性 | 課題の把握が十分か | A | 5 | A | 5 | A | 5 | A | 5 | A | 5 |
| | | | キーワードの網羅 | A | 5 | A | 5 | A | 5 | A’ | 4 | A | 5 |
| | | 実現性 | 説得力があるか | A | 15 | A | 15 | A | 15 | B | 9 | A | 15 |
| | | 独創性 | 独創的で優れた提案があるか | C | 0 | C | 0 | B | 6 | A | 10 | A | 10 |
| | 特定テーマ2 | 的確性 | 課題の把握が十分か | A | 5 | A | 5 | A | 5 | A | 5 | A | 5 |
| | | | キーワードの網羅 | A | 5 | A | 5 | A’ | 4 | A’ | 4 | B | 3 |
| | | 実現性 | 説得力があるか | B | 9 | A | 15 | A | 15 | A | 15 | A | 15 |
| | | 独創性 | 独創的で優れた提案があるか | C | 0 | C | 0 | B | 6 | B | 6 | B | 6 |
| 合計（100点満点） | | | | 71.4 | | 72.4 | | 87.0 | | 83.0 | | 91.0 | |